報

〇告示

目

毎週火・金曜日発行

(金曜日)

年 11月8日

次

口

山口県告示第三百十四号

山

ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。 害物質によって汚染されており、 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有 土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ

令和六年十一月八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

形質変更時要届出区域

岩国市通津字南白崎三九一五の一の一部及び四〇〇一の一の一部

特定有害物質の種類

化合物 六価クロム化合物、鉛及びその化合物、 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその

三 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第五項第十

令和 6

山口県告示第三百十五号 土壌汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

号から第十三号までの規定への該当

安林を次のように指定する。

令和六年十一月八日

山口県知事

村 岡 嗣

政

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、

保

水源の涵養二指定の目的

七、一一五四八の一、字奥勝負一二〇二七

美祢市美東町赤字汲地ケ浴一一五三九から一一五四三まで、

一一五四六、

一五四

保安林の所在場所

指定施業要件

立木の伐採の方法

五四六・一一五四七・字奥勝負一二〇二七(以上七筆について次の図に示す部分 次の森林については、主伐は、択伐による。 美祢市美東町赤字汲地ケ浴一一五三九から一一五四一まで・一一五四三・一一

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

に限る。)

3 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

産部森林整備課及び美祢市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

保安林の所在場所

の二、一〇七八三、大字塩田字鍋倉一一一二九の一、一一一七〇の八、一一一七〇の 光市大字小周防字山崎一〇七七九、一〇七七九の一、一〇七七九の二、一〇七八一

区域の名称

九、一一一七〇の五一、一一一七〇の五二、一一一七〇の六五 指定施業要件 指定の目的 3 土砂の流出の防備 立木の伐採の方法 期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 主伐に係る伐採種は、定めない。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

第 553 号

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び光市

山口県告示第三百十六号

条第 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三 一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

令和六年十一月八日

山口県知事 村 圌 嗣

政

区域の範囲 蔵掛1)地区

号と十八号を結んだ線に囲まれた区域 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱

"	"	"	"	周	+
			~	门	市
				南	
				市	名
"	"	"	"	下	大
					字
				上	名
"	"	"	蔵	東	字
				蔵	
					名
100011	1000111	10001101	10001101	二の一六	地
					番
五号	四号	三号	二号	一号	標
					柱
					番
					号
	" - OOO!!!	" "		/ / / 蔵掛	// // // 下 上 // // 蔵東 蔵 掛掛

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	東蔵	西蔵	東蔵	"	"	"
						掛	掛	掛			
四の二地先	三四の一	九			一七の七			一〇七四八	100110	100110	1000111
十八号	十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号

光市森林整備計画で定める標準伐



山口県企業局告示第一号

請の時期、方法等について次のとおり定めた。 に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下 「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定によ 木屋川工業用水道二条化事業送水管布設(上大野送水管)工事(第三工区)の契約

令和六年十一月八日

山口県公営企業管理者 弘 田 隆 彦

- 木屋川工業用水道二条化事業送水管布設(上大野送水管)工事(第三工区) 工事場所 下関市菊川町大字上大野字大野原から同大字字上ノ原までの間
- 工事の概要

推進 (鋼管布設) 工法 三六四メートル 工 法 延 長		
延三六四メート	進(鋼管布設)工	工
三六四メート		法
四 メ ト ト		延
	四メート	長

県

構成するものに限る。)とする。 経営規模等入札参加資格 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で

共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である

級であること。 により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等 示(令和四年山口県告示第三百六十五号。以下「告示」という。)二の〇の規定 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告

を受けていること。 定する特定建設業の許可(土木工事業及び水道施設工事業に係るものに限る。) 建設業法 (昭和二十四年法律第百号。以下 「法」という。)第三条第六項に規

出資比率が三十パーセント以上であること。

3 共同企業体の代表者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

告示二の〇の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が

水道施設工事のA等級であること。

値が七百以上であること。 値」という。)の土木一式工事の数値が千以上であり、かつ、水道施設工事の数 七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの 令和六年十一月七日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十 (以下「総合評定

 (\equiv) 共同企業体の代表者以外の者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であるこ

Щ

口

1 水道施設工事のA等級であること。 告示二の〇の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が

土木一式工事及び水道施設工事について総合評定値の通知を受けていること。

経営規模等入札参加資格の審査 共同企業体競争入札参加資格審查申請書等

同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、 告示四の一に規定する共 以下 「申請書等」とい

共同企業体協定書の写し

)を提出しなければならない。

総合評定値通知書の写し

2

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

申請書等の提出方法

第三十二号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織 「電子入札システム」という。)を使用して提出するものとする。 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例 以 下

 (\equiv) 申請書等の提出期間及び時間

令和六年十一月八日から同月二十九日までの午前九時から午後四時三十分まで

経営規模等入札参加資格の審査結果の通知

(四)

格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。 電子入札システムを使用して令和六年十二月十七日までに経営規模等入札参加資

四

- 1 1111)にすること。 この審査についての問合せは、 山口県企業局西部利水事務所(電話○八三−二八七 令和六年十一月八日発行令和六年十一月八日印刷

発発 行行 人所

山口県知事庁